

輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針

2005年（平成17年）6月3日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定

電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針を次のとおり定める。

財務省を中心に関係府省は、輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムについて、本見直し方針に沿って見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

第1 対象範囲

輸出入及び港湾・空港手続関係業務は、輸出入通関に関するもの、関税等の徴収に関するもの、動物検疫に関するもの、植物防疫に関するもの、輸入食品監視に関するもの、貿易管理に関するもの、船舶・航空機等の入出港等に関するもの、入国管理に関するものが挙げられる。

これらに関する手続及びこれに基づく申請項目は、輸出入、港湾又は空港手続毎に關係府省に共通なものも存在することから、各府省の申請手続を申請者となるそれぞれの主体毎の視点から府省横断的に捉えなければならないワンストップサービス・シングルウィンドウ化（注）の考え方を通じて、府省横断的な業務・システムについて、見直しを行うものとする。

このため、輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化計画の策定については、以下に掲げるシステムのうち、費用対効果が期待できる範囲内のできる限り多くのワンストップサービス・シングルウィンドウ化を行う業務・システム部分を対象とする。また、輸出入及び港湾・空港手続関係業務のうち、今後ワンストップサービス・シングルウィンドウ化を行うために構築するシステムに係る業務・システムについても対象とする。

通関情報処理システム（NACCS）

動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）

輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）

輸入食品監視支援システム（FAINS）

貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）

港湾 EDI システム

乗員上陸許可支援システム

併せて、輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムのうち、本見直し方針の対象外となるものについては、府省毎に見直し方針を策定し、その見直し方針に沿って最適化計画を策定するものとする。

(注)・ワンストップサービス：

複数の手続を1つの窓口(システム)から行うことを可能とするもの。これにより、システム毎に端末やアプリケーションを切り替えることなく利用可能となる。

・シングルウィンドウ：

複数の手続を1回の入力・送信で行うことを可能とするもの。これにより、共通入力項目の重複入力を排除することが可能となる。

別添1．シングルウィンドウ化対象手続一覧

別添2．輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化計画の策定対象システム一覧

第2 最適化の基本理念

輸出入及び港湾・空港手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、画一化を行い、e-Japan 重点計画-2004 等で求められている FAL 条約の締結にも対応し、より信頼度が高く、かつ、運用経費の低廉な新しいシステムを構築する。

このため、以下の5つのコンセプトに基づき、最適化計画を策定する。

コンセプト1：国際標準への準拠

- FAL 条約の締結
- 関係法令等(港湾法、関税法等)の改正
- 国際標準 EDI への対応

コンセプト2：申請者の視点での検討

- 申請者の視点に立ったシングルウィンドウ化

コンセプト3：業務・システム双方の見直し

- FAL 条約の締結にとどまらない行政手続の徹底した見直し
- 行政運営面での効率化・迅速化

コンセプト4：主な行政手続の原則電子化(電子的に行える行政手続の拡大)

コンセプト5：セキュリティ、セーフティとの両立

これらの基本理念に基づき、業務・システムの最適化を実施することにより、他の施策と協働して船舶の入港から貨物がコンテナヤードを出ることが可能となるまでに必要な時間の短縮等を図るものとする。また、これらの時間短縮等により、官民トータルの物流コストの低減化を図り、これらの効果に係る具体的な数値目標を最適化計画において明らかにするものとする。

なお、これらの最適化およびそれに伴う利便性向上のためのシステム改善については、各府省におけるレガシーシステムの刷新及び個別システムの改善によるコスト削減を原資とした資源再配分を原則とし、予算効率の高い簡素な政府を実現するという電子政府構築計画の趣旨に沿うものとする。

第3 現状及び課題等

1 現状

輸出入及び港湾・空港手続関係業務については、昭和53年に航空貨物に係る税関手続等を処理する Air-NACCS が稼働して以来、各府省において順次関係業務のシステム化及びこれらのシステムの更改が行われてきており、システム間の連携についても、平成9年に輸入手続関係に係るインターフェースシステムの稼働及び平成15年に輸出入・港湾手続関係システムのシングルウィンドウ化の実現が図られてきた。

また、これらの検討に際しては、関係府省で連携して検討を進めており、特に平成2年9月に「輸入手続関連省庁連絡会議」(現在、「輸出入及び港湾・空港手続関連府省連絡会議」に改称)が設置されてからは、一層緊密に連携して検討を進めてきた。

一方、これらの業務・システムに対して、関係民間業界から改善等の要望があり、特に、日本経済団体連合会等、9つの関係民間業界により取りまとめられた「輸出入・港湾諸手続の効率化に関する提言」(平成16年6月22日)において、手続の簡素化、FAL条約の締結、すべての申請書類の電子化等の要望が提出されている。これらの要望のうち、FAL条約に関しては、「電子政府構築計画」、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日：総合規制改革会議)」、「e-Japan 重点計画-2004(平成16年6月15日：IT戦略本部)」等において、その早期の締結を求められている。

2 課題

(1) 港湾手続関係

港湾手続関係については、外国貿易船等の入出港に係る、船会社又は船舶代理店等が行う入出港届等の手続が対象となる。これらの手続については、申請書類・項目の削減・廃止または共通化等、関係民間業界からの業務の徹底見直しの要望等を踏まえ、FAL条約の締結にあわせて業務の徹底見

直しを行い、FAL 条約に係る様式、及びそれ以外の手続に係る簡素化された様式での申請を可能とし、また、それをシングルウィンドウに反映する必要がある。

また、現在のシングルウィンドウの窓口は、NACCS と港湾 EDI システムの両方に設けられており、サービス内容が複雑化していることから、わかりやすいサービスの提供に向けて検討する必要がある。

(2) 空港手続関係

空港手続関係については、外国貿易機等の入出港に係る、主に航空会社が行う入出港届等の手続が対象となる。これらの手続については、税関に対する手続を除き、システム化されていない。このため、システム化されていない手続に関し、申請者は社内システムの情報を活用した電子申請が行えず、書面による手続を行う必要があり、手続の効率化・迅速化の妨げとなっている。したがって、これらの手続について、システム化を行う必要がある。更に、申請書類の標準化等の業務の見直しを行った上で、手続のシングルウィンドウ化を図る必要がある。

(3) 輸出入手続関係

輸出入手続関係については、貨物の輸出入に係る、主に荷主又は通関業者が行う輸出入申告及びこれに伴う関係行政機関の手続が対象となる。これらの手続については、既に主要なものはシステム化されており、かつ、それぞれのシステムはインターフェースシステムによる接続が行われ、シームレスに手続を行えるようになっているが、申請者の更なる利便性の向上を図る観点から見直しを行う必要がある。

(4) その他

イ 国際物流関係業務の電子化（紙から電子への転換の促進）

国際物流の電子化が進展することにより、情報の伝達・共有・保存など業務の効率化が期待できる。しかし、企業の社内システムの高度化等によって電子化が進展している分野もあるが、一部遅れている分野もあり、また、貿易業務に係る民間ネットワークシステムの普及も不十分であるのが現状である。一連の業務プロセスにおいて紙による情報処理が並存していると電子化による効率化の効力が減殺され、業務効率の向上が阻害されることから、プロセス全体の電子化をより一層推進することが重要である。

今後、貨物等に関する情報の流れをより円滑にし、プロセス全体の電子化を一層推進するためには、各企業の社内システム、民間ネットワークシステム、行政システム等の国際物流に係る様々なシステムが、それぞれの

目的に的確に対応しつつ、システム間の接続等を通じて有機的に連携し、共通する部分の情報のやり取りが相互に円滑に行われることを可能とする必要がある。

ロ 各府省で行う業務・システムの最適化及び官民のシステムの連携

上記イに関連して、ワンストップサービス・シングルウィンドウ化をより効率的・効果的にするためには、関係府省で連携して行う輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化のみならず、関係府省が個別に行う業務・システムの最適化及び官民システムの連携についても配慮する必要がある。

第4 見直し方針

輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化に当たっては、業務を徹底的に見直し、セキュリティ、セーフティの観点からの検討も行いつつ手続の簡素化、関係府省共通様式化を行った上で、システムの構築を行うこと等により、官民トータルの物流コストの低減化を図るものとする。また、web上に存在する関係府省の申請窓口やホームページへのリンクを一括して提供するサイトの設置や、ワンストップサービスの推進による申請窓口の一本化等システム面の改善検討を行い、利用者の利便性の向上を図るものとする。

これらの見直し方針に沿って、ワンストップサービス・シングルウィンドウ化を行うとともに、それに伴って各手続について以下の見直しを行うこととする。

1 港湾手続関係

港湾法等の改正により、入出港届等の FAL 条約対象手続については、関係府省共通の FAL 様式を採用する。また、FAL 条約対象手続以外の入港前の諸手続についても、項目を大幅に簡素化し、共通様式化を図る。さらに、港則法の改正により夜間入港規制を廃止する。

これらを本年秋に予定している FAL 条約の締結にあわせ 11 月までに施行し、FAL 条約の対象手続とそれ以外の手続のいずれについても、システム及び書類双方で行えるようにシステムの変更を行う等の措置を講じる。

更に、操作方法の改善など、システム自体の見直しを進め、より一層利用しやすい効率的なシステム構築を目指す。

2 空港手続関係

外国貿易機等の入出港等に関し、税関、入国管理局及び検疫所に対し提出する次の申請書に係る手続について、シングルウィンドウ化を図ることとする。

入出港届 / 明告書 (乗組員氏名表 / 乗組員名簿 兼用)
乗組員氏名表 / 乗組員名簿
旅客氏名表 / 乗客名簿

この際、申請項目については、可能な限り ICAO (国際民間航空機関) 様式に準拠することとし、また、シングルウィンドウ化にあたっては、既存の電子手続システムを活用・発展させる方向で検討し、関係システムの更改の時期に合わせて、その早期の実現を図る。

3 輸出入手続関係

改善が可能なものについては直ちに改善を図るという観点から、可及的速やかに関係府省システムと企業内システムとの接続を可能にするとともに、これまで税関に対する輸入申告一件に対して、対応できる関連法令 (食品衛生法、家畜伝染病予防法、植物防疫法 等) ごとの申請数が一申請ずつであったものを、複数申請を可能とする等の変更を行い、これを適切に運用する。

ワンストップサービス・シングルウィンドウの更なる改善を図るために、輸出入申告に先立ち関連法令手続が行われているという実態を踏まえた操作方法の改善など、各システム自体の見直しを進め、より一層利用しやすい効率的なシステム構築を目指す。

特に輸出関係手続については、システム化されていない手続もあることから、システム化に早急に着手する。

4 その他

(1) 国際物流関係業務の電子化 (紙から電子への転換の促進)

電子化による効率化・迅速化の効力を最大限に活かして我が国港湾・空港の国際競争力を向上するため、できる限り電子申請を可能とし、主な輸出入及び港湾・空港手続関係については原則的にすべて電子的に行うことができるようにする。

また、行政システムと各企業の社内システム、民間ネットワークシステムとのシステム間の接続等を推進する。接続されたシステムを有機的に連携させ、データの相互運用を図るため、国際 EDI 標準に準拠する必要がある。

(2) 行政システムの改善

輸出入・港湾手続のシングルウィンドウについて、申請様式・項目を各省庁及び港湾管理者間で可能な限り簡素化した上で、共通化、データの統一化・標準化を行う。また、各省庁及び港湾管理者への同種手続及び情報の反復申請を回避するのみならず、類似申請の入力軽減のため、各種申請情報の

基礎情報項目を NACCS の船舶基本情報及び船舶運航情報に統合し申請情報のデータベース化を図る。

(3) コストの削減等

できる限り透明性が高く、競争原理が働く調達方法を採用するとともに、徹底した業務改革を行うことにより、業務運営の合理化を行い、個別府省業務・システムの最適化と合わせて、府省横断的な視点から全体コストの削減を図る。

(4) 共通見直し指針を踏まえた検討

上記見直しの他、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第4版」（平成17年2月2日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、見直しを行う。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の下、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、財務省が中心となって、平成17年12月までに、輸出入及び港湾・空港手続関係業務・システム最適化計画を策定する。

関係府省における輸出入及び港湾・空港手続関係業務のうち本見直し方針の対象とならない業務・システムの範囲については、輸出入通関及び関税等の徴収に関するものについては財務省、動物検疫及び植物防疫に関するものについては農林水産省、輸入食品監視に関するものについては厚生労働省、貿易管理に関するものについては経済産業省、船舶・航空機等の入出港等に関するものについては財務省、法務省、厚生労働省、国土交通省の各府省、入国管理に関するものについては法務省が、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化の検討と連携を図りつつ個別に対応を図る。

なお、府省毎の業務・システムの見直し方針について、本見直し方針と重複する部分が発生した場合においては、当該重複する部分については、本見直し方針に沿ってそれぞれの府省において見直し方針を策定し、その見直し方針に沿って最適化計画を策定するものとする。